

1. 改定の背景について

野辺地町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、野辺地町のあらゆる自然災害等に対処する総合計画です。

平成28年10月（原子力災害対策編は平成31年3月）の最終改定以降の災害対策基本法等の防災関係法令の改正や、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策をはじめとする国や青森県の被害想定の見直しや防災・減災を取り巻く環境変化等を踏まえ、上位関連計画及び関連法令等との整合性を図るとともに、感染症対策や多様な視点を踏まえた避難所運営等への対応等を行う必要があります。

そこで今年度、当町の防災や防疫力の向上を目的とし、野辺地町地域防災計画の修正を行いました。また、より実効性のある計画とするため、町の組織体制や取組み等、町の最新情勢を反映させました。

平成28年10月の最終改定以降の防災・減災を取り巻く環境変化

災害や社会的背景

- ①地球温暖化に伴う気候変動による水害の頻発化・激甚化
- ②令和元年東日本台風(台風第19号)や令和元年房総半島台風による甚大な被害
- ③新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的影響 等

国の取組み例

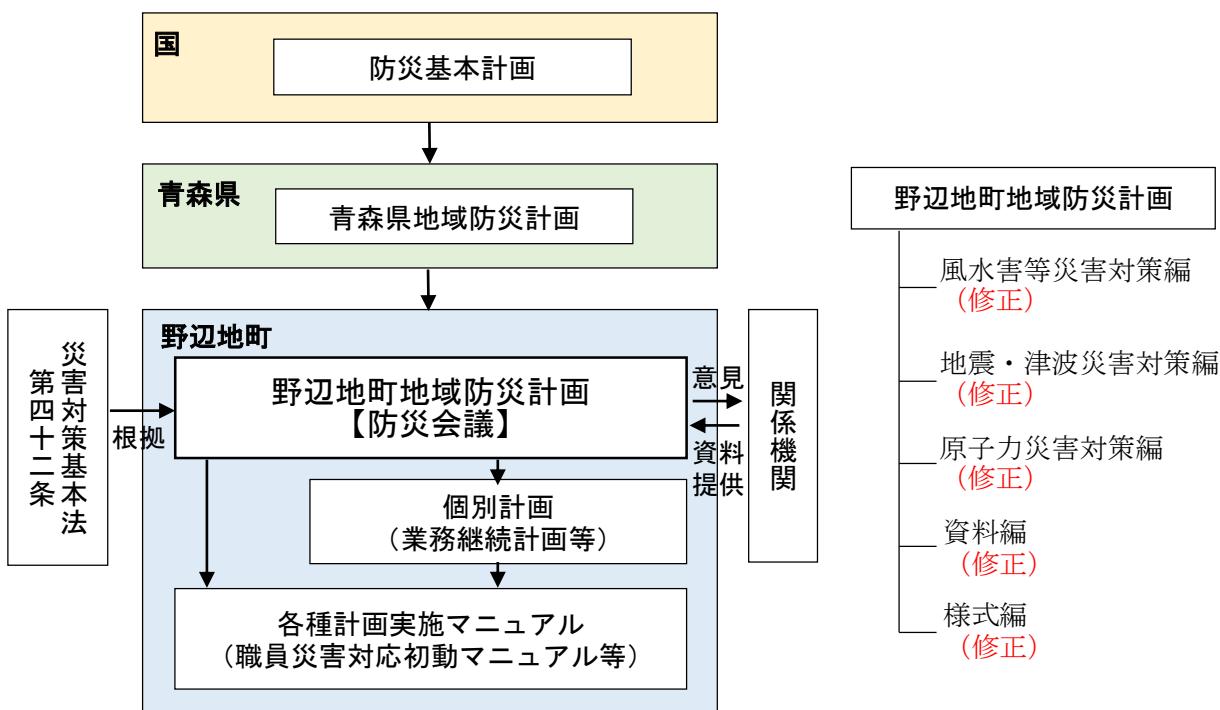
- ①災害対策基本法改正 (令和3年5月等)
- ②防災基本計画修正 (令和4年6月等)
- ③水防法改正 (令和3年7月等)
- ④日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策(令和4年3月)
- ⑤原子力災害対策指針改正 (令和4年4月等)

青森県の取組み例

- ①青森県地域防災計画の修正 (令和4年3月等)
- ②洪水浸水想定区域の指定・公表 (野辺地川水系野辺地川及び枇杷野川 洪水浸水想定区域図、平成31年1月)
- ③土砂災害警戒区域の見直し (野辺地町では、前回指定が平成26年に完了、令和3年度に見直し)

2. 計画の位置づけ・体系等について

野辺地町地域防災計画の位置づけおよび体系は、以下のとおりです。



3. 主な改定内容について

(1)町の最新情勢及び機構改革等に伴う庁内組織を踏まえた修正

NO	主な内容	主な該当章・節
1	・庁内の各課の役割及び分担を現在の課名及び業務内容に合うように修正	【風水害等災害対策編】 第2章 第3節 【地震・津波災害対策編】 第2章 第3節 ほか各編
2	・前面道路が洪水浸水想定区域となるため、令和4年2月に指定避難所から除外した町立体育館を削除し、平成30年11月から指定避難所としていた県立野辺地高等学校を明記	【風水害等災害対策編】 第3章 第10節 第18節 【地震・津波災害対策編】 第3章 第10節 第13節 第18節
3	・町立体育館が担っていた物資及び食料品等の配分場所を(旧)馬門小学校に変更	【風水害等災害対策編】 第4章 第13節 【地震・津波災害対策編】 第4章 第13節
4	・平成31年に指定された新たな洪水浸水想定区域(野辺地川・枇杷野川)を基に、避難の対象地区を変更	【風水害等災害対策編】 第4章 第8節

(2)風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編(1/2)

NO	反映(修正)に係る主な事項	主な内容	主な該当章・節	県計画との関係
1	近年の災害対応の教訓を踏まえた修正	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底、防災意識の向上の推進について明記 ・浸水や土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の名称等を追加 ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成することを追加 ・県及び町が要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認することを追加 ・災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等による放置車両等の移動の措置に関する追加 ・ため池決壊に係る緊急連絡体制の整備 ・国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援推進 	【風水害等災害対策編】 第3章 第7節 第12節 第18節 第4章 第1節 第16節 第17節 第20節 【地震・津波災害対策編】 第3章 第6節 第13節 第17節 第18節	県計画 (H29.3改定) 県計画 (H30.3改定) 県計画 (H31.3改定) 県計画 (R2.6改定) 県計画 (R3.3改定)
2	直近の被害想定調査結果反映	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年に国が公表した巨大地震モデルをもとに、令和3年に県が公表した被害想定を反映 	【地震・津波災害対策編】 第1章 第9節 第10節 第3章 第11節 第6章 第4節	県計画 (H29.3改定)
3	避難情報・避難対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し ・情報等の伝達及び必要な措置等の修正 ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議 	【風水害等災害対策編】 第3章 第10節 第4章 第8節 【地震・津波災害対策編】 第3章 第9節 第11節 第4章 第8節	県計画 (H29.3改定) 県計画 (H31.3改定) 県計画 (R4.3改定)

3. 主な改定内容について

(2)地震・津波災害対策編・風水害等災害対策編(2/2)

NO	反映(修正)に係る主な事項	主な内容	主な該当章・節	県計画との関係
4	避難先・避難施設の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策に配慮した避難所開設 在宅避難、車中泊といった避難先の多様化への対応 	【風水害等災害対策編】 第3章 第10節 第12節 第4章 第8節 【地震・津波災害対策編】 第3章 第9節 第4章 第6節 第8節	県計画 (H29.3改定) 県計画 (R4.3改定)
5	要配慮者対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、作成を努力義務化 外国人に対する防災・気象情報の多言語化について追加 	【風水害等災害対策編】 第3章 第10節 第4章 第8節 【地震・津波災害対策編】 第3章 第17節 第4章 第4節 第8節	県計画 (H29.3改定) 県計画 (R4.3改定)
6	地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の地区防災計画の策定による効果的な防災活動の実施に関することを追加 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進 	【風水害等災害対策編】 第3章 第6節 第7節 第22節 【地震・津波災害対策編】 第3章 第5節 第6節 第25節 第4章 第8節	県計画 (H29.3改定)
7	業務継続性の確保および応援・受援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 新たに県を加え締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、その運用方法を明確化するため策定した「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を追加 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進 	【風水害等災害対策編】 第3章 第13節 第4章 第6節 第22節 【地震・津波災害対策編】 第3章 第18節 第4章 第6節 第23節	県計画 (H31.3改定) 県計画 (R4.3改定)
8	災害備蓄対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害備蓄の方針、実施内容を追加 	【風水害等災害対策編】 第3章 第11節 【地震・津波災害対策編】 第3章 第10節	県計画 (R4.3改定)
9	災害医療対策の追加	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を含め応援を要請することを追加 	【風水害等災害対策編】 第4章 第18節 【地震・津波災害対策編】 第4章 第19節	県計画 (H29.3改定)

NO	反映(修正)に係る主な事項	主な内容	主な該当章・節	県計画との関係
10	災害廃棄物対策等の追加	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図ることを追加 	【風水害等災害対策編】 第4章 第24節 【地震・津波災害対策編】 第4章 第25節	県計画 (H29.3改定)
11	被災者支援対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることを追加 	【風水害等災害対策編】 第6章 第3節 【地震・津波災害対策編】 第5章 第3節	県計画 (H29.3改定)
12	復興計画に基づく計画的な復興	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な復興は「大規模災害からの復興に関する法律」に基づいて行うことを明記 	【風水害等災害対策編】 第6章 第1節 【地震・津波災害対策編】 第5章 第1節	県計画 (H29.3改定)

(3)原子力災害対策編

NO	反映(修正)に係る主な事項	主な内容	主な該当章・節	県計画との関係
1	施設敷地緊急事態要避難者の定義の変更	<ul style="list-style-type: none"> PAZ内の妊婦等(妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等)について、避難時間に問わずPAZ内の全ての妊婦等を対象に変更 「健康リスクが高まる者」も、屋内退避施設に一時的に退避した上で安全に避難できる準備が整った段階で避難することが想定されることから、対象に追加 「安定ヨウ素剤を事前配布されていない者」について、PAZ内の住民には平時から安定ヨウ素剤を事前配布することを基本としていることを踏まえ対象から除外 	第1章 第7節	県計画 (R4.3改定)
2	放射線防護対策の対象とする防災業務関係者の範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 範囲を「被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者」とした 	第2章 第6節	県計画 (R5.2改定)
3	安定ヨウ素剤の配布体制見直し	<ul style="list-style-type: none"> 甲状腺の内部被ばく及び健康影響の年齢による違いの考慮 服用を優先すべき対象者を明記 	第2章 第10節	県計画 (R4.3改定)
4	性的マイノリティへの配慮を記載	<ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティの視点に留意し、避難場所での配慮について記載 	第2章 第13節	県計画 (R5.2改定)
5	感染症対策を踏まえた修正	<ul style="list-style-type: none"> 感染症流行下において、原子力災害が発生した場合の対応を追加 	第3章 第4節	県計画 (R3.3改定)
6	屋内退避等の防護措置に関する考え方の修正	<ul style="list-style-type: none"> 人命の安全を第一とした防護措置の実施に修正 	第3章 第4節	県計画 (R3.3改定)